

# ウールマーク品質基準

## 品質基準 F-2 : 2016

### ウールマーク製品の繊維混用率 (EU加盟国)

この品質基準は、製品が他の該当する品質基準を満たすことを前提として、欧州連合（EU）加盟国で販売されるウールマークブランド製品に適用される。

1. 新毛のみからなる製品
2. 新毛と以下の繊維からなる製品
  - a) 装飾上の理由で 7%以下の非毛繊維を含む製品
  - b) 静電防止上の理由で 2%以下の非毛繊維を含む製品
  - c) 細い獣毛繊維を含む製品
  - d) 非毛繊維で刺繍された製品で、刺繍部が表面積の 10%以下であるもの
  - e) 製品の特殊な限定された部位（ソックスの縁飾りなど）につけられる弾性糸と弾性バンドを含む製品
3. つま先とかかとを補強するために非毛繊維を用いた新毛のソックス（ソックスの総重量の 5%以下）
4. 特定の部分を補強するために非毛繊維を用いた新毛の肌着
5. センターステッチとして非毛繊維を含む新毛のダブルクロス

上記の品質基準は、必ず以下の注と併せて読むこと。

#### 注

1. 「新毛」には、羊または子羊の羊毛から取った繊維が含まれる。この繊維は、過去に糸に紡がれたり、フェルト化されたり、完成品に組み込まれたりしたことがあってはならない。
2. これには、フリースウール、スキンウール、未処理の羊毛のカーディングまたはコーミングの副産物として得られる緩く結合した羊毛繊維などのねじれていない柔らかい羊毛くず、破断したトップ、ノイル、ロービングウエスト、ローラーくずから取った羊毛繊維が含まれる。整形した羊毛、湿式または乾式仕上げプロセスから取り出した毛くず、羊毛わたマットレスから再生した繊維を含めることは認められない。
3. 偶発的な繊維状夾雑物の 0.3%の許容誤差が認められる。これは繊維状である場合（非毛繊維が別の繊維の形態である場合）に限り認められる。夾雑物が糸として発生する場合や、過去に繊維が

撚り合わせられたことが明らかである場合は認められない。

4. 「非毛繊維」には、新規状態のあらゆる繊維が含まれる。再利用繊維は認められない。また、過去に紡績糸にされたか、フェルト化されたか、または完成品に組み込まれたことのある再処理繊維も認められない。個々の（単）糸としてウール部分と密接混合される非毛繊維は一種のみとする。
5. 「高級獣毛」には、アンゴラヤギ（モヘア）、カシミヤヤギ（カシミヤ）、ラクダ、アルパカ、ラマ、ビキューナ、ヤク、グアナコ、ビーバー、カワウソ、アンゴラウサギが含まれる。
6. 高級獣毛が製品に含まれる場合、ウールマークラベルに情報を表記する必要はない。このような製品には「新毛 100%」のラベルを付けなければならない。高級獣毛が含まれていることは、追加（ウールマーク以外の）ラベルに記載される。